

令和5年度 八雲町3号認定利用者負担金基準額表

() は 2 子目の月額

階層区分 (推定年収)	定義	利用者負担金 (月額)				
		0 歳児		1 ~ 2 歳児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第 1 階層	生活保護世帯等	0 円	0 円	0 円	0 円	
第 2 階層 (~260 万円)	市町村民税 非課税	0 円	0 円	0 円	0 円	
第 3 階層 (~330 万円)	右欄の区分に該当する世帯が 市町村民税の額の区分が	所得割課税額 48,600 円未満	13,600 円 (6,800 円)	13,500 円 (6,750 円)	13,600 円 (6,800 円)	13,500 円 (6,750 円)
第 4 階層 (~470 万円)		所得割課税額 97,000 円未満	21,000 円 (10,500 円)	20,700 円 (10,350 円)	21,000 円 (10,500 円)	20,700 円 (10,350 円)
第 5 階層 (~640 万円)		所得割課税額 169,000 円未満	31,100 円 (15,550 円)	30,700 円 (15,350 円)	31,100 円 (15,550 円)	30,700 円 (15,350 円)
第 6 階層 (~930 万円)		所得割課税額 301,000 円未満	42,700 円 (21,350 円)	42,000 円 (21,000 円)	42,700 円 (21,350 円)	42,000 円 (21,000 円)
第 7 階層 (~1,130 万円)		所得割課税額 397,000 円未満	56,000 円 (28,000 円)	55,100 円 (27,550 円)	56,000 円 (28,000 円)	55,100 円 (27,550 円)
第 8 階層 (1,130 万円~)		所得割課税額 397,000 円以上	72,800 円 (36,400 円)	71,600 円 (35,800 円)	72,800 円 (36,400 円)	69,400 円 (34,700 円)

◎ ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯)の場合は下記の表が適用となります。

(第4階層の一部は、市町村民税所得割課税額 48,600 円~77,101 円未満の世帯が該当となります。)

階層区分	利用者負担金 (月額)	
	0 ~ 2 歳児	
	保育標準時間	保育短時間
第 2 階層	0 円	0 円
第 3 階層	6,300 円 (0 円)	6,300 円 (0 円)
第 4 階層 の一部	6,300 円 (0 円)	6,300 円 (0 円)

《詳細については、裏面をご覧ください》

★ 保育料について

- ① 保育料は次の年度によります。
 - * 4月～8月分保育料 … 前年度市町村民税所得割課税額に応じて決定
 - * 9月～翌年3月分保育料 … 当年度市町村民税所得割課税額に応じて決定
- ② 市町村民税所得割課税額については、子どもと同一世帯に属して生計を一にしている支給認定保護者及び配偶者のいずれもの課税額の合計額により算定します。
- ③ 第3階層以上における市町村民税所得割課税額の算定については、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は含めずに行います。
- ④ 子どもの年齢計算については、年度の初日の前日を基準日として行い、年度中は変更せず計算します。
- ⑤ 市町村民税所得割課税額 57,700 円未満（第3階層と第4階層の一部）の場合は、生計を一にする子どもの年齢制限を撤廃し、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子としてカウントします。第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ⑥ 市町村民税所得割課税額 57,700 円以上（第4階層の一部から第8階層）までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合には、該当の園に通園（通所）している最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ⑦ 利用者負担金の欄に掲げる金額には、給食費を含んでいます。